プレミアム付商品券発行事業費補助金
（組合・団体等消費喚起事業）

新型コロナウイルス感染症拡大により悪化した地域経済の回復を図るために、各種組合・団体等が実施する、地域内での消費を喚起するプレミアム付商品券の発行に係る経費を補助することにより、事業者の事業継続を応援します。

制度概要

補助対象事業者	①　組合等 　弘前市内に事業所を有する事業協同組合等 ②　①の対象団体を含む複数の団体又は事業者で構成された団体 ※任意団体単独での申し込みはできません。
補助対象事業	◎以下に掲げる条件をすべて満たすプレミアム付商品券発行事業 ▶プレミアム率は30%を上限とする。 ▶商品券の一綴は販売額5,000円分以内とすること。 （例：プレミアム率30%の場合、販売額5,000円（一綴）とすると商品券の額面は6,500円となる。） ▶購入上限は1人当たり15,000円（額面19,500円分）までとすること。 ▶商品券1枚当たりの額面は任意に指定できるものとする。 ▶令和3年1月31日までの期間に商品券を発行し、同期間内で使用期限を定めること。 ▶使用期限は、発行日から6ヶ月内で設定すること。
補助対象経費	◎事務費 ▶賃金、消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費、物品借上費、会場借上費、会場設営費、委託費、手数料 ◎プレミアム分相当額 ▶商品券の販売額に対する上乗せ分のことをいう
補助金額補助率	◎補助金額 参加店舗数 20～50店舗　事務費　上限100万円　プレミアム分相当額　上限1,500万円 参加店舗数 51店舗～　事務費　上限200万円　プレミアム分相当額　上限3,000万円 ◎補助率　100%
申請方法	次の書類を作成し、申請期間内に提出してください。 ・申請書　・事業計画書　・収支予算書　・資金収支計算書　・定款又は規約の写し ・総会等で承認された直近年度の事業報告書及び決算関係書類 ・総会等で承認された直近年度の事業計画書及び収支予算書 ・事業参加店舗名簿　・事業に係る積算明細書及び見積内訳書　・商品券発行事業の約款の写し
支給方法	◎事務費：概算払い ◎プレミアム分相当額：一部概算払い可とする
実績報告	次の書類を作成し、期限までに提出してください。 ・事業実績書　・収支決算書　・事業参加店舗名簿　・店舗別商品券換金状況報告書 ・商品券プレミアム分補助対象経費計算表　・プレミアム付商品券の換金が確実に行われたことを証する書類 ・補助対象経費に係る請求書（請求明細付きのものに限る。）及び領収書の写し ・制作物（チラシ現物、商品券の見本、ポスター等をいう。） ・商品券販売の状況が確認できる写真
留意点	・本事業の申請者は、販促イベント事業費補助金に申し込むことはできません。 ・申請者及び参加店舗の事業取引に係る費用に商品券を充てることはできません。 ・食糧費及び備品等購入費は対象経費とはなりません。 ・制度の悪用や虚偽の報告等が判明した場合は、補助金の返還を求めることがあります。 ・商品券の販売を管理できる体制を必ず整備してください。申請者は随時販売状況の報告が必要です。 ・換金事務を外部委託する場合は、委託先の受託実績等が分かる書類を申請時に添付してください。 ・商品券発行事業に係る約款を作成し、提出する必要があります。

※申請受付期間　令和2年7月27日（月）～8月3日（月）
　交付決定にあたっては審査を行います。先着順ではありません。予算額に達しない場合は、追加募集を行います。

問　弘前市 商工部 商工労政課　TEL 0172-35-1135／FAX 0172-35-1105